

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第97号

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消費生活条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1号エ、オ及びカ中「商品の内容等」を「商品等の内容等」に改め、同号へ中「フ」を「ホ」に改め、同号中へをマとし、ノからフまでをハからへまでとし、への次に次のように加える。

ホ 損失の補償の請求（消費者が契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、事業者が契約の締結を目指して実施した事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動により生じた損失の補償を当該消費者に請求する旨を告げることをいう。）

別表第1号ネ中「不足への無配慮」を「不足等への無配慮等」に、「認知症」を「加齢、心身の故障」に、「に配慮しない」を「又は低下について、配慮せず、又は不当に利用する」に改め、同号ネを同号ノとし、同号ヌ中「その意に反して」を削り、「対し、」の右に「当該消費者の意に反して」を加え、同号中ヌをネとし、ニをヌとし、同号ナ中「生命」の右に「、身体」を加え、「運命等」を「運命、願望等」に改め、「の不安」の右に「（靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者の親族の生命、身体、財産、運命、願望等の事項について、そのままでは現在生じ、又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を含む。）」を加え、同号中ナをニとし、タからトまでをチからナまでとし、同号ソ中「恋愛感情の」を「好意の感情の」に改め、「の恋愛感情」の右に「その他の好意の感情」を加え、同号中ソをタに、セをソとし、同号ス中「呼出し」を「呼出し等」に、「電子メール」を「郵便、特定商取引に関する法律施行規則第11条の2第1号から第3号までに規定する電磁的方法」に改め、「呼び出し」の右に「、又は消費者から電話を掛けさせ」を加え、同号中スをセとし、キからシまでをクからスまでとし、カの次に次のように加える。

キ 商品等の必要性の虚偽告知（消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために、商品等が通常必要であると判断される事情について、虚偽の事実を告げることをいう。）

別表第2号セ中「ス」を「ソ」に改め、同号中セをタとし、エからスまでをカからソまでとし、ウの次に次のとおり加える。

エ 消費者の解除権の放棄等（事業者の債務不履行により消費者に生じた解除権を放棄させ、又は事業者が消費者の解除権の有無を決定する権限を付与することをいう。）

オ 消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする契約の解除（消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として、事業者が契約の解除権を付与することをいう。）

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

（文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター）